広報おおず

市の人口（1月1日）
人口　38,560人
男　18,390人　女　20,170人
世帯数　10,520世帯
面積　240.93平方キロメートル

発行　大洲市役所
編集　企画広報課

健康なからだをつくり、高い教養を身につける
○　趣味を高め、うるおいのある生活をする。
○　郷土の芸術を育て、文化財を大切にする。
（大洲市民憲章）

2月の納税　固定資産税　4期

市政の窓 (2)

福祉の将来

みんなの幸せを一人一人が考えよう

一人だけで生きていくことができない世の中ですので、常に他人とのかかわりで福祉を考えていかねばならないのは当然のことです。そして、福祉の施策といえども社会の歴史的発展、経済の発展と無関係でありえないことも、アフリカや東南アジアの一部諸国の「飢え」の状況をみれば明らかなことといえます。

わが国においては、敗戦の廃墟からの復興、続いてめざましい経済の発展、所得の増加に並行して福祉の諸政策がとられ福祉制度が充実してきました。特に、昭和四十八年は福祉維新、福祉元年などといわれ、それ以来、新しい制度がつくられたり、それまでにつくられた制度の充実など、国民福祉の前進が図られてきました。

ところが、現在の福祉行政は必ずしも完ぺきなものではなく、福祉見直し論など、いろいろな意見や批判が各方面から出されて、今後改善すべきは改善し、更に充実強化を図ることが大切であると思います。

それにしても、福祉とはなんとなくわかりにくい概念であり、福祉という字も、もっと簡単な字をあてはめることはできないものでしょうか。字引をひくと「福祉」とは「しあわせ」、「幸福」とでているのですから、今後、福祉という字が出てきたら単刀直入に「しあわせ」とおきかえて考えればより具体的になり、より直接的に自分とのかかわり合いができると思います。老人福祉法は老人しあわせ法となり、母子福祉法は母子しあわせ法となり、児童福祉法は児童しあわせ法となり、それぞれに対する考え方、自分自身の行動基準が明確になると思います。このことを特に強調したいのは老人福祉一つを例にとってみても、ともすると、老人福祉法を自己中心に考えて福祉に反する言動が生じたりしますが、要は老人のしあわせを守ることだと正しく理解すれば、おのずと明確になり行動の基準がはっきりしてくるのではないでしょうか。児童福祉しかり、身体障害者福祉しかり、母子福祉しかり、精神薄弱者福祉しかり、国民主体が常に相手の立場を理解して、その一人一人のしあわせをつくっていくのだという国民的行動原理が生まれてくることを期待したいと思います。

さて、「福祉」が「しあわせ」ならば、しあわせの条件整備が福祉施策でなければなりません。それが、国、県、市の責任であると思う次第です。「しあわせ」の条件には大きく分けて三つあるように思います。その一つは生活保障の経済的条件です。特に年金制度の充実が必要です。国民の努力と国民的合意に基づき年金の健全財政を保ちながら充実発展さすことが大切です。

第二の条件は健康の確保ということです。健康保険制度が改善され、更に国民医療制度が充実して老人医療、零歳児医療、重度心身障害者医療、母子入院医療が無料化された事は喜ばしい限りです。しかし、このすばらしい制度も国民一人一人が自覚しなければ制度が制度をつぶしていくという愚をおかすこととなります。お互の自覚と努力が必要です。ここにも福祉教育の必要な理由があります。

第三の条件は生きがいの確保ということです。このことは人間関係の問題、文化条件の問題、心がけの問題等いろいろの要素があると思います。特に福祉諸団体の活躍に期待するところが大きいと考えます。

以上施策の基本理念について申し述べましたが、福祉施策は国際的、国内的な社会情勢の変化に対応して長期的なビジョンを立て計画的に施策すべきものと考え、現在本市の長期計画を総合的に樹立中であります。

建設事業では、保育所の新設をはじめ老人ホームの増設、精神薄弱者（児）施設の移設、増設、同和対策事業の推進などいろいろありますがその一つ一つを年次をおって解決していかねばなりません。

また、現行制度を市民のみなさんに洩れなく周知して市民の不利益にならないよう、制度の理解と活用に努力して行きたいと考えております。

そのため、民生児童委員、老人相談員、母子、身障相談員や各福祉委員の皆さん、福祉関係諸団体と密接な連携を保ちながら、みんなのしあわせを一人一人が自分のものとして考え、足もとから「行動する福祉」、それが一九七六年の真の福祉であり、将来への第一歩であると思います。

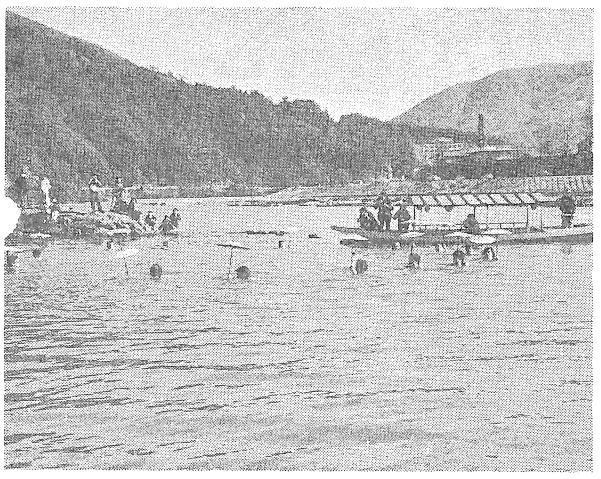

伝統を守って
寒中水泳大会

恒例の寒中水泳大会が、一月十五日午後一時から肱川橋上流で開かれました。

この寒中水泳入会は、大洲市水泳協会が市の無形文化財に指定されている古代泳法神伝主馬流の保存と体力づくりなどを目的に、成人の日を記念して毎年行っているもので今年は二十二回目になります。

大会には、市内の小学生（女の子二人を含む）、中学生、高校生、愛媛大学水泳部員、水泳協会員など五十四人が参加、雪どけ水で水温六度と冷たい肱川で元気に初泳ぎをしました。

開会式では、神伝流の歴史の説明や水泳上の注意があり、その後神伝主馬流泳法保持者田中宙雄丸師範による式泳（眞・行・草）続いて小、中、高校生らが順番に近代泳法で水しぶきをあげました。

その後、協会員らによる古代泳法車返し、矢立書き、日傘など神伝流の妙技をひろうしておおぜいの見物〃を喜ばせました。

五十一年度市奨学生募集

大洲市教育委員会では、昭和五十一年度の奨学生の募集を次のとおり行います。

ご希望のかたは、在学する学校で手続きをしてください。

一、募集人員
高等学校、高等専門学校奨学生　十五人
大学等奨学生　五人

二、貸与月額
高等学校等奨学生　五千円
大学等奨学生　一万円

三、資格
①日本国民であって、保護者が大洲市内に居住する者
②昭和五十一年四月に高等学校大学等に進学を希望する者、
③人物、学業ともにすぐれ、健康であり、学資金の負担が困難と認められる者
④日本育英会予約奨学生、その他愛媛県奨学生でない者

教育委員会では、奨学生選考委員会の選考を経て、採用候補者を決定し、二月末日までに学校長を通じて通知します。

その他詳しいことは、市教委学校教育課へお問い合わせください

青少年にすばらしい未来を

これは一月～三月の青少年を守る県民運動のスローガンです。

この運動は「伸びよう伸ばそう青少年」をあいことばに、関係団体が参画して構成している愛媛県青少年育成協議会が展開しているものです。

若いということは、それ自体もすばらしいが、未来への夢に向って次々と挑戦していく青少年の姿は、まことに頼もしいものであります。温かく見守り、やさ〃〃声をかけてやり、そして時には厳しい態度で接することも忘れてはなりません。

当市でも青少年の健全育成をめざして、スローガンに沿った活動を推進しています。

青少年の環境浄化を願って、「成人映画のビラ」、「週刊誌」、「酒、たばこの自動販売機」をはじめ、大人が生活姿勢を正さなければならないことなどについて、青少年育成推進員百四十二人、少年補導委員五十一人らが話しあい地域にあった活動の推進や巡回街頭補導などをしています。

毎月第三日曜日は「家庭の日」です。

よい家庭をつくることは、家族みんなの責任で、そのことを一人一人が自覚し、分に応じた役割を担うようにしましょう。そして家庭で大切なことは、「いたわり合い」と「しつけ」です。家庭の日には、よい家庭をつくることなどについて家族みんなで話しあいましょう。

市県民税の申告は正しく

申告期限3月15日

昭和五十一年度分市県民税の申告期限が近づきました。

この申告は、市が皆さんの税金（市県民税・国民健康保険税）を計算するときの重要な資料となるものです。

三月十五日までに申告をしなかったり、申告書に記入もれなどがありますと、諸控除が受けられなかったり、不本意な納税をしなければならない場合が生じます。申告書は正確に記入して、必ず提出してください。

申告を必要とする人

(1) 昭和五十一年一月一日現在大洲市内に住んでいる人。
(2) 昭和五十年中（一月一日から十二月三十一日まで）に各種所得金額がある人。
(3) 給与所得者で給与以外の所得金額（農業、営業、事業、不動産など）が多少にかかわらずある人。

申告をしなくてもよい人

(1) 給与のみの所得で事業所から給与支払い報告書の提出があった人。
(2) 税務署へ確定申告書を提出した人。
(3) すでに申告相談をすまされた人。

今年も公平な税務行政を行うため、すでに申告義務者に直接文書で案内し、二月二日より申告相談を行うよう準備をすすめていますが、申告義務者全員との相談は出来ませんので、申告相談案内のいかない人は、申告書を区長さんを通じて送りますから、三月十五日までに提出してください。

なお、申告書の書き方などについて、不明の点があれば、自主申告指導日（別途通知する）をお気軽にご利用ください。

また、転入、転居などにより申告書を受け取っていない方は、市税務課または、連絡所に申告用紙がありますから、お受け取り申告してください。

その他詳しいことは、市税務課へお問い合わせください。

住所が変わったときは届出を

住所が変わったときは、十四日以内に届出をしなければならないことになっています。

年度末は、就職や進学などのために住所を変更される方がおおぜいありますが、住所を変更される場合は十四日以内に必ず次の届出をしてください。届出に必要なものは次のとおりです。

○転入する場合
（市外から大洲市へこられたとき）
転出証明書、国民年金手帳、国民健康保険被保険者証、印鑑

○転出する場合
（大洲市から市外へ出ていかれるとき）
国民年金保険料領収票、国民健康保険被保険者証、印鑑

○転居する場合
（市内で住所が変わったとき）
国民年金保険料領収票国民健康保険被保険者証、印鑑

○世帯主を変更する場合
国民健康保険被保険者証、印鑑

この届出を怠ると、処罰されることがありますから気をつけてください。

学生生徒の住所について

勉学のため、下宿などに居住する方の住所は、通学できる地域を除き下宿、学校の寮などが住居地になります。

したがって、在学中、休学、退学をしないかぎり、転出入はできないことになっています。

その他詳しいことは、市民課へお問い合わせください。

相談ごと案内

交通事故相談日
とき　2月10日　10時～16時
〃　2月20日　〃
ところ　市役所第一会議室

人権相談日
とき　2月20日　13時～16時
ところ　旧大洲公会堂内社会福祉協議会事務室

心配ごと相談日
とき　2月2日　13時～16時
〃　2月10日　〃
〃　2月20日　〃
〃　2月25日　〃
ところ　旧大洲公会堂内社会福祉協議会事務室

家庭児童相談日
とき　毎日　8時半～17時
ただし、土曜日は8時半～12時まで、日曜、祝日は休みます。
ところ　市福祉事務所

行政相談日
とき　毎日　9時～16時
ただし、月曜日は休みます。
ところ　市民会館

休日の急患診療

1月25日	中央病院	④4551
2月1日	〃	〃
〃 8日	〃	〃
〃 11日	加戸医院	④5101
〃 15日	中央病院	④4551
〃 22日	〃	〃
〃 29日	〃	〃

診療時間　午前8時半～午後5時

〃お話し中〃のときは三分待ってから

先方が話し中のときは、三分ほど待ってかけてみてください。電電公社の調査によりますと、すぐかけ直しても相手につながる率は五パーセントとほんのわずかですが、三分待てば九〇パーセントもつながります。

大洲電報電話局

共同募金のお礼

昭和五十年度の共同募金は厳しい社会経済の中にもかかわらず、市民の皆さんの深いご理解とご協力をいただき、百二十九万円を目標に実施いたしましたところ、二百四十万八千七百二十四円という好実績を収めることができました。

このまごころのこもった尊い募金は全額愛媛県共同募金会へ納入いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

なお県共同募金会へ納入いたしました募金は、五十一年度はじめにその大半の配分を受けて、大洲学園など市内の各施設やめぐまれない人たちに贈られます。

ご協力いただきました各種団体のかたがた並びに市民の皆さんに心から厚くお礼を申し上げます。

大洲市共同募金会

乳幼児の暖房

赤ちゃんが風邪をひかないようにと、やや部屋の温度を高めにすることが多いようですが、子どもはいつも動き回るなど運動していますから、大人が感じるよりも少し低めにしてください。

子どもが起きて動いている時は十六度から十八度、昼寝しているときは二十度前後が適温とされています。

空気を汚さないことから、電気ストーブを使うご家庭が多くなってきましたが、できるだけ温度むらを少なくするようサーキュレーター（空気循環器）を使い、室内の空気を循環さすと効果があがります。

なお長時間、室内を暖房するときは、換気に十分気をつけることが大切です。

四国電力大洲営業所

国民年金

二十歳になったら忘れず加入

二十歳になると、その日から大人として、多くの権利が得られ、同時に義務も課せられます。

国民年金に加入することも、そのひとつです。

ヨーロッパやアメリカの若者もみんな年金に加入しています。

国民年金制度は、若いときから月々保険料を納めて、老後の保障不測の事故などに備えて、生活の保障をしようとするものです。

二十歳になったばかりの若い人たちの中には、年金について関心が薄く、実際に年金をもらうのは遠い将来のことであり、老後のことを真剣に考えようとしない傾向があります。

しかし、年金は、遠い未来を守るだけではありません。

加入して一年たつと、病気や、けがなど思わぬ事故にあったときは「障害年金」、「母子年金」などを受けることができます。

最近の日本は、世界でも指折りの長寿国になりました。

これは、医学の進歩や、医療保険の普及、食生活の改善などによるためです。

そうなると、なおさら老後の生活を考えて、若いときから準備をしておくことが必要です。

国民年金は欧米なみに進歩した物価スライド制を採用していますから、物価の変動に応じて年金額も自動的に変わります。そのうえ年金額が適当かどうかを納えず検討しているので、年金の目減りということはありません。

保険料は　月額千百円（昭和五十一年四月からは千四百円）ですほかに月四百円の付加保険料を納めると、より多い老齢年金を受けることができます。

いますぐ、加入いたしましょう

なお、その他詳しいことについては、市民課年金係へお問い合わせください。

県立農業大学校学生募集

愛媛県立農業大学校では、農業の専門知識及び技術教育を行い、農業振興の推進力となる農業経営者を養成するために、農業指導者課程百四十人（二年間）、農業者課程五十人（一年間）、計百九十人の学生募集を次のとおり行いますので多数受験されるようお知らせします。

一、出願に必要な書類

①願書、履歴書　②最終学校の卒業証明書または卒業見込み証明書及び成績証明書　③戸籍抄本　④健康診断書　⑤写真　⑥自家農業経営調書

二、受付期間

一月二十四日から二月十九日まで

三、受付場所

松山市下伊台町一五五三

愛媛県立農業大学校事務局

四、願書提出の方法

入学志願者は、関係書類をとりそろえ出身学校長を通じて期間内に提出すること

五、試験日時

三月二日　午前九時から

学科試験

三月三日

面接試験

六、その他詳しいことは農業委員会へお問い合わせください。

福祉手当の

認定請求はお済みですか

在宅（入院中も含む）重度障害者に支給される福祉手当の認定請求を受け付けておりますが、次の支給要件に該当される方でまだ認定の請求をされておられない方は早く手続きをしてください。

一、支給要件

福祉手当は、精神または身体の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある方に支給されます。ただし、それらの方が次の各号のいずれかに該当するときは、支給されません。

(1) 日本国民でないとき

(2) 国民年金や厚生年金などの公的年金各法に基づく廃疾（障害）年金が支給されている方、ただし、障害福祉年金または特別児童扶養手当を受けている方については、この規定が適用されず、両制度からそれぞれ支給されます。

(3) 身体障害者福祉法による身体障害者療護施設その他これに類する施設で、厚生省令で定める施設に収容されているとき。

(4) 本人の所得及び扶養義務者の所得が、一定額以上ある場合

二、障害の範囲

重度障害者とは、次の事項に該当する程度の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要としその障害が永続性を有するか、または長期にわたって回復しない状態の方です。

(1) 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの

(2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの

(3) 両上しの機能に著しい障害を有するもの

(4) 両上しのすべての指を欠くもの

(5) 両下しの用を全く廃したもの

(6) 両大たいの二分の一以上失ったもの

(7) 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの

(8) 前各号に掲げるもののほか身体の機能の障害または長期にわたり安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を達することができない程度のもの

(9) 精神の障害があって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(10) 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

三、福祉手当支給の実施機関及び手続方法

福祉手当の認定請求、支払等の事務は、福祉事務所で行っております。該当するとおもわれる方はご相談ください。

（電話での相談も受けております。大洲市役所内福祉事務所　電話大洲(4)二二一一番）

母子保健シリーズ (4)

初乳を必ずのませましょう

近ごろ母乳の見直しがさかんにされております。栄養効率、安全性、経済的、心理的な面などから母乳の優秀性を強調されていますが、今回は去る十二月四日に大洲市で行われた、母子保健指導者研修会の中で研修した母乳の免疫学的意義についてお知らせします。

母乳、特に初乳の中には、各種の免疫抗体といわれる物質が含まれていて、それらは、ほ乳後、腸内で吸収されないで、腸の粘膜にペンキのように張付いて、腸管系の細菌やウイルスの侵入を防ぐ役割を果たしています。

これは、腸管局所の受動免疫といわれ、特に新生児期ではこれが病原性大腸菌の感染予防に決定的な役割を果しています。

また、生後二～三か月もすると免疫抗体を赤ちゃん自身でつくりだすことができるようになるのでそれまでの〝つなぎ〟の役割を母乳が果していることになります。

このことから考えて、最初の一週間は、母乳以外のものは何も与えないということが大切です。

赤ちゃんを丈夫に育てるためには、お母さん方の決意にかかっております。ここでもう一度母乳の意義を見直してみましょう。

母乳育児スローガン

一、一・五か月（約六週間）までは、母乳のみで育てよう。

二、三か月までは、できるだけ母乳のみでがんばろう。

三、四か月以上でも、安易に人工ミルクに切りかえないでがんばろう。

更生援護施設

入所生募集中

この施設は、身体障害者福祉法によって県がからだの不自由な人を収容し、入所者が自ら進んでその障害を克服して、すみやかに社会経済活動に参加することができるようにするため、必要な訓練と生活指導を行って、社会適応性を助長するように努める更生施設です。

入所者の資格は「身体障害者手帳」の交付をうけた十五歳以上の方で精神障害または伝染性の病気にかかっていない方（盲人福祉センターは新制中学または同等以上の学力のある方です。）

入所期間…一年または二年

入所時期…四月

入所手続…入所希望、その他詳しいことは二月二十日までに福祉事務所へお問い合わせください。

施設名

愛媛県身体障害者更生指導所

職能訓練科目…電気、時計修理洋服、編物、洋裁、タイプ

愛媛県盲人福祉センター

職業補導訓練科目…あんま、マッサージ、指圧

愛媛県ろうあ福祉センター

補導科目…木工、洋裁

愛媛県立内部障害者更生指導所

職業訓練科目…電気、洋裁、編物

まごころ銀行

次のように多くのかたがたが、社会福祉事業のために役立ててくださいと、まごころ銀行へ預託されました。心から感謝を申しあげます。

敬称略

一万五千円（香典返し）

大洲市亜野町野田　稲田孝

三十万円　（香典返し）

大洲市柳沢　藤岡正己

二十万円（香典返し）

大洲市大洲　水田博喜

十五万円　（香典返し）

大洲市大洲　小島正通

二万円（交通事故による全快祝い）

大洲市喜多山　寺尾勝利

十万円（病気見舞い返し）

大洲市大洲　福山末好

二万円（おかげ様運動積立金）

大禅寺花園会、花園婦人会

代表者　楠見義正

一万五千二百七十六円（おかげ様運動積立金）

大洲市平野町野田

代表者　河野隆義

一万五千円（年末たすけあい募金）

大洲市若宮　四国電力内

大洲喜多地区同盟

代表者　杉本竜男

十四万五千八十六円（年末チャリーティーバザーの利益金）

愛媛青年社会建設隊

南予支部大洲喜多ブロック

代表者　亀田　稔

五千円（寄付　大洲育成園へ）

三千円（寄付　大洲学園へ）

大洲市若宮　吉岡友睦

（物品の口座）

衣類三十点（年末たすけあい運動）

帝京第五高等学校生徒会

大学ノート五十冊（年末たすけあい運動）

大洲市八多喜青年団

代表者　楠野茂利

大洲市社会福祉協議会

明るいくらしの設計

簡易保険新加入運動実施中

郵政省では、大蔵省・文部省・自治省などの後援、全国知事会・全国市長会・全国市議会議長会などの協賛のもとに、昭和五十一年一月一日から三月三十一日まで、「明るいくらしの設計簡易保険新加入運動」を実施しております。

この運動は

明るいくらしづくりのお役にたつように、関係機関の協力を得て広く国民の皆さんに簡易保険をおすすめしようとするものです。

簡易保険が皆さんのくらしにとけこんで今年でちょうど六十年になります。この間皆さんの身近かにあって、いろいろな事故災害お子さんの教育、老後の生活などの準備資金として、明るいくらしづくりのお手伝いをしながら堅実に発展してまいりました。

その結果、保険金や配当金としてお支払いするまでの間、お預かりしている資金は、六兆円を超え学校、住宅、道路の建設など、豊かで住みよい社会をつくるために役立っております。

ご要望に答える簡易保険は二十六種類、郵便局では、それぞれのご家庭の生活設計にあわせて、お選びいただくため全戸訪問運動をすすめています。皆さんの格別のご支援をお願い申し上げます。

大洲市内郵便局

固定資産課税台帳の縦覧期間が変わりました

昭和五十一年度分の固定資産課税台帳の縦覧に供する期間が、税法等の改正により、四月一日から四月二十日までに変わりましたのでお知らせします。

原付自転車などの所有者が変わったときは申告を

原動機付自転車や小型特殊自動車（農耕作業用）を取得したときまたは住所を変更したときは、十五日以内に、廃車や譲り渡したときは三十日以内に、それぞれ申告をしてください。

この申告の手続きに必要なものは次のとおりです。

一、新規に取得した場合

取得した原動機付自転車や小型特殊自動車、印鑑、免許証。

二、廃車するとき（使用不能になったとき）、市外の人に譲り渡したとき、市外へ転出するとき

標識（標識がない場合は、弁償百円）、印鑑。

三、市内の人に譲り渡した場合

譲り渡し人と譲り受け人の印鑑、譲り渡した原動機付自転車などと譲り受け人の免許証。

四、市内での住所を変更したとき

印鑑、新住所の確認できるもの。

五、車の変更をするとき

変更する原動機付自転車、印鑑、

軽自動車税は、四月一日現在の所有者（標識の受給者）に対して賦課しますから実際に使用不能の車でも標識を返還してなければ税金がかかります。

大洲の文化財

大洲市指定史跡

三瀬諸渕生家

所有者　植杉　厳氏

三瀬家は代々藩の塩を専売するご用商人でした。先生は父半兵衛、母倉子の子として天保十年（一八三九）この家で生まれ名を周三、諱（き）を諸渕（もろぶち）幼名を弁次郎といいました。弁次郎は常磐井厳戈（いかしほこ）に国学、和歌を伯父二宮敬作に医学を、村田蔵六に武道、蘭学を学び広く目を世界の大勢に注ぐようになりました安政六年（二十一歳）に医学の権威であるシーボルトの再来朝に際しては、親しくその碩学（せきー）に接し研さんを重ね、また幕府顧問シーボルトの通訳も務めました。その後、幕府の誤解偏見のために四か年投獄されましたが、その間英、蘭書の翻訳や、獄裏の衛生、病因取扱い改善意見書を上申して寸暇を惜しみ勉学と誠意を尽くしました。

慶応三年十一月政府の命により大阪に上り、大阪病院兼医学校の開校のことにあたり、明治元年三月には、明治天皇の同病院臨幸拝謁を賜った。

明治四年七月大学東校の教授となり、明治六年二月大阪病院兼医学校開設に伴い同病院に出向、医事教育に努められた。

先生の学徳は高く日本医学会頭領と称せられて、世人から景仰されましたが、惜しくも明治十年コレラのため三十九歳の若さで不帰の客となりました。

先生の墓地は、大洲大禅寺にあります。

写真二階は先生幼少の勉強部屋で、今もそのまま保存されています。

中町一丁目の諸渕生家